

2020年12月21日

にじの会利用者・ご家族の皆様
関係者の皆様

社会福祉法人にじの会
理事長 石崎 優仁

新型コロナウイルス感染対策・今後のにじの会の取組み－7

緊急事態宣言が発令されてから9カ月経過し、秋冬季に入って第三波の感染者の急増が11月中旬から発生しており、12月中旬には1日3000人超の新規感染者の状況で、医療崩壊を防ぐためGOTO事業の停止や初詣自粛等が呼び掛けられる状況になっています。

しかし他方で新型コロナのワクチン接種が欧米で開始されており、日本でも3月以降に医療従事者や高齢者等への接種開始が期待される状況もでてきております。実際にワクチン接種ができるまで感染予防策を一層強化し、施設内感染を防止していきたいと考えております。また、利用者・職員の一斉PCR検査を定期的を実施することで無症状の陽性者の早期発見と感染予防策の有効性の確認を積極的に進めてまいります。11月下旬の第一回一斉PCR検査では全員の陰性が確認され現在の感染予防策の有効性も確認できました。

また、12月14日の職員の陽性者発生の場合もBCP計画に沿って対応し施設内感染は防止できました。感染発生時の検査・医療・隔離等の体制強化も並行して進めております。

1月以降の事業運営と予防策は以下の通りとなりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

1月以降の事業運営について

1. 行事予定

- ①内部行事は3密を避ける方法で感染予防を徹底して実施する予定です。

成人式 本部での式のみ実施予定（1月8日予定）

- ②第2回にじの会美術作品展は感染予防策をとって開催予定です。

三鷹市芸術文化センター（3月25日～28日予定）

2. 家族会等

- ①第77回施設家族連絡会は感染予防策をとって開催予定です。

三鷹市産業プラザ（3月27日予定）

3. 地域貢献事業

- ①買い物送迎支援事業は安全を確保できる人数と方法で週2回の買い物送迎支援と1回の買物代行支援を実施しています。

4. 短期入所事業

- ①共同生活の場ですので、12月からPCR陰性確認を受けた利用者限定して受入れを行っています。

今後も継続する感染予防策は以下の通りです。

1. 通所利用者の感染予防策

- ①毎朝検温し平熱でないとき、咳等の症状があるときは自宅で静養し、必ず通院し医師の判断でPCR等の検査を受けてください。
- ②通所時は交通機関が混雑する場合は時差通勤にし、マスク着用を徹底してください。
- ③夜間や週末の人混みへの外出を避け、手指消毒や手洗い等の予防策を励行してください。観光旅行は当面自粛し、必要な旅行の場合も安全を確保できる場所・方法で行ってください。
- ④ご家族で体調が異常な方がいる場合、感染者と接触の可能性のある方がいる場合は、にじの会に連絡し通所は自粛してください。
- ⑤通所利用中は、手洗い・マスク着用の励行と登所時の検温を実行してください。
- ⑥送迎車利用時は、乗車前に検温・手指消毒を実行してください。

2. 入所・入居利用者の感染予防策

- ①毎日、朝・昼・夕の検温実施し、平熱でないときや咳等の症状があるときは活動を自粛し、配置医の診察・PCR検査等を受けるか通院を行います。
- ②毎日、手洗い・手指消毒を励行します。可能な人はマスク着用を行います。
- ③週末等の施設外への外出は、人混みを避け、徒歩や公用車で安全な場所への外出とします。
- ④週末等の帰宅時は、人混みへの外出は避け、外食も安全な店・場所をお願いします。観光旅行は当面自粛し、必要な旅行の場合も安全を確保できる行先・方法で行ってください。
- ⑤ご家族の帰宅時送迎や面会の時は、事前に時間予約し玄関での送迎や会議室での面会とし、フロア内に入らないようにしてください。

3. 外部者の施設入館の制限

- ①利用者の活動を指導する顧問・嘱託の人は、健康状態を確認の上、入館ルールに則って活動に参加していただきます。
- ②外部からの研修（公務員研修・施設交流研修等）・見学は当面休止を継続します。
- ③特別支援学校等からの実習は、打合せの上、安全な方法で実施します。
- ④職員採用・利用希望者等の面接は、随時、安全な方法で実施します。

- ⑤物品配達は玄関での受け渡しとし、マスク着用で実施します。
- ⑥施設内での作業（修理・点検等）者は、健康状態を確認の上、入館ルールに則って作業を行います。

4. 日中活動時の感染予防策

- ①支給金外出・事業所メンテ活動等の施設外活動は、安全な場所への徒歩・公用車による外出に限定します。安全な場所については確認の上、拡大していきます。
- ②外部の体育館等の使用は、安全な施設に限定し3密を避ける方法で実施します。
- ③昼食時は食堂での3密を避けるよう、各工房での食事や時差昼食等を実施します。

5. 感染拡大防止のためのPCR検査等の受検

- ①利用者が発熱等の体調異常を発した場合、必ず通院し新型コロナウイルス感染の可能性があればPCR検査等を受けることになっていますが、入所利用者の場合は、配置医の診断により抗原検査やインフルエンザ検査を受けることができる体制をとっています。通所利用者やホーム利用者の場合は連携医療機関での抗原検査・PCR検査の受検を薦めています。
- ②職員が発熱等の体調異常を発した場合や家族等での濃厚接触者が生じた場合、必ず通院し可能性があればPCR検査等を受けるように指示していますが、この場合のPCR検査等の費用は法人が負担することし、積極的に受検する体制をとっていきます。
- ③利用者・職員の一斉PCR検査については、1回目を11月下旬に実施しましたが全員陰性が確認できました。第2回は1月5日に予定しています。利用者・職員全員が受検するようにしたいと考えています。短期入所利用は陰性確認されている人に限定しています。定期的な全員検査と陽性者の接触者対象の臨時検査、体調異常時の個別検査を組み合わせ、積極的にPCR検査実施を行ってまいります。

以上のように、手洗い励行（手指消毒）・マスク着用・人の間隔確保・タッチポイント消毒を重視し、密集・密閉・密接の3密防止と換気、外部での人との接触を減らす方法で、接触感染・飛沫感染を中心に感染予防策を継続していきます。また、感染が増加中なので観光旅行については自粛することで感染リスクの回避を図っていただきたいと思います。ご協力をお願いします。

*利用者の旅行は特別な用事での場合、観光目的の場合ともに「旅行の届出」を提出してください。なお、観光旅行の自粛は感染予防のためですので、自家用車での日帰り旅行や別荘宿泊の場合は、人混みを避ける等の予防策をとって実施してください。外部者との接触が多い観光施設での宿泊や公共交通機関を利用する旅行は自粛をお願いしています。そのような旅行に行かれた利用者の場合は、コロナ陰性を確認（2週間の自宅での健康確認かPCR

検査陰性確認) しての帰所・通所として頂いています。

* 外部での飲食の場合、飛沫感染の危険が大きいため、適切な仕切りと換気が確保されている店舗を利用し手指消毒等の感染予防を励行してください。